



# 控 訴 状

2016 (平成28) 年10月11日

東京高等裁判所 民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 指 宿 昭 一

同 河 村 健 夫

同 谷 田 和 一 郎

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

#### 処分取消等請求控訴事件

訴訟物の価額            1 7 0 0 万円  
貼用印紙額            1 0 万 6 5 0 0 円

上記当事者間のさいたま地方裁判所平成25年（行ウ）第6号処分取消等請求事件について、平成28年9月28日言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

#### 原判決の表示

- 1 原告■■■■の訴えのうち、金銭請求以外の請求に係る部分は、平成■■年■■月■■日同原告が死亡したことにより終了した。
- 2 原告■■■■および原告■■■■を除く原告らの各訴えのうち、金銭請求以外の請求に係る部分をいずれも却下する。
- 3 原告■■■■を除く原告らの金銭請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は原告■■■■を除く原告らの負担とする。

#### 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人本庄市が、平成23年11月28日付けで、部落解放同盟埼玉県連合会宛てに発した通知（平成23年本人発第85号）の無効を確認する。
- 3 被控訴人本庄市が、本庄市立隣保館設置及び管理に関する条例等を廃止する条例（平成24年本庄市条例第4号）の制定をもってした、本庄市立けや木集会所、本庄市立万年寺集会所、本庄市立宮本町集会所、本庄市立児玉塩谷集会所、本庄市立児玉大道集会所、本庄市立児玉秋山集会所、本庄市立児玉吉田林集会所、本



庄市立児玉山王集会所、本庄市立児玉宮内集会所、本庄市立児玉下浅見集会所、本庄市立児玉元田集会所、本庄市立児玉中央集会所、本庄市立児玉大久保集会所、本庄市東台会館、本庄市立児玉隣保館を平成24年3月31日限り廃止する旨の処分は無効を確認する。

- 4 被控訴人本庄市は、控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]に対して、各100万円を支払え。
- 5 被控訴人上里町が、平成23年12月20日付けで、部落解放同盟埼玉県連合会宛てに発した通知（平成23年人共発第33号）の無効を確認する。
- 6 被控訴人上里町が、上里町同和対策審議会条例等を廃止する条例の制定をもってした、上里町立同和対策立野集会所、上里町立同和対策堀込集会所、上里町立同和対策本郷集会所、上里町立同和対策五丁目集会所、上里町立同和対策三町集会所、上里町立同和対策堤集会所、上里町立隣保館を平成25年3月31日限り廃止する旨の処分を取り消す。
- 7 被控訴人上里町は、控訴人[ ] 控訴人[ ]に対して、各100万円を支払え。
- 8 被控訴人深谷市が、平成24年2月10日付けで、部落解放同盟埼玉県連合会宛てに発した通知（平成24年深人権発第259号）の無効を確認する。
- 9 被控訴人深谷市が、深谷市集会所条例を廃止する条例（平成24年深谷市条例第24号）の制定をもってした、深谷市立人見集会所、深谷市立横瀬集会所、深谷市立折之口集会所、深谷市立東方集会所、深谷市立大谷集会所、深谷市立南岡集会所、深谷市立本郷集会所、深谷市立榛沢集会所、深谷市立本田第1集会所、深谷市立長在家集会所、深谷市立前藤集会所、深谷市立春日丘集会所、深谷市立花園集会所を平成25年3月31日限り廃止する旨の処分を取り消す。
- 10 被控訴人深谷市は、控訴人[ ] 控訴人[ ] 控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]、控訴人[ ]、



控訴人[REDACTED]に対して、各100万円を支払え。

11 訴訟費用は第一審、第二審ともに被控訴人らの負担とする。

との判決及び第4項、第7項及び第10項に対する仮執行の宣言を求める。

#### 控訴の理由

追って控訴理由書を提出する。

以上

#### 附 属 書 類

|         |      |
|---------|------|
| 1 控訴状副本 | 3 通  |
| 2 訴訟委任状 | 17 通 |

## 当 事 者 目 録

〒 3 6 7 ー [redacted] 埼玉県本庄市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒 3 6 7 ー [redacted] 埼玉県本庄市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒 3 6 7 ー [redacted] 埼玉県本庄市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒 3 6 7 ー [redacted] 埼玉県本庄市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒 3 6 7 ー [redacted] 埼玉県本庄市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒 3 6 7 ー [redacted] 埼玉県本庄市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒 3 6 9 ー [redacted] 埼玉県児玉郡上里町 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒 3 6 9 ー [redacted] 埼玉県児玉郡上里町 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]



〒366- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒369- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒369- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒369- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒369- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒369- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒369- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒366- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒366- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]  
控訴人（原告） [redacted]

〒105-0003 東京都港区西新橋1-20-1

サンクレスト武井301

むさん社会福祉法律事務所

TEL 03-5510-2940

FAX 03-5510-2941

上記控訴人（原告）ら訴訟代理人弁護士 河 村 健 夫

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-28-19

きりしまビル4階

(送達場所) 暁法律事務所

TEL 03-6427-5902

FAX 03-6427-5903

上記控訴人（原告）ら訴訟代理人弁護士 指 宿 昭 一

〒156-0043 東京都世田谷区松原5-30-15

谷田法律事務所

TEL 03-6379-0995

FAX 03-6379-0997

上記控訴人（原告）ら訴訟代理人弁護士 谷 田 和 一 郎

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町七本木5518番地

被控訴人（被告） 上里町

代表者町長 関 根 孝 道



〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

被控訴人（被告） 本庄市

代表者市長 吉 田 信 解

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11-1

被控訴人（被告） 深谷市

代表者市長 小 島 進